

第 1 回 五泉市地域公共交通活性化協議会

日時 :平成 22 年 6 月 25 日(金) 14:00 ~ 15:05

会場 :五泉市福社会館 3 階 大会議室

議事次第

1. 開 会
2. あいさつ 会長 伊藤 勝美
3. 議 事
 - (1) 五泉市地域公共交通活性化協議会規約の一部改正について
 - (2) 平成 21 年度事業及び決算報告について
 - (3) 路線バスの廃止について
五泉市コミュニティバス 3 路線(木越線、刈羽線、香ヶ見線)の廃止について
新潟交通観光バス 2 路線(馬下線、橋田線)の廃止について
蒲鉄小型バス全路線(五泉線、川内線、高松入口循環線)の廃止について
 - (4) 平成 22 年度事業について
基幹バス運行事業について
デマンド乗合タクシー導入事業について
公共交通利用促進事業について
 - (5) 平成 22 年度予算案について
 - (6) 今後のスケジュールについて
4. 閉 会

資料

【配布資料】

議事次第 出席者名簿 配席図

【議事資料】

- 資料 1. 五泉市地域公共交通活性化協議会規約の一部改正について
- 資料 2-1. 五泉市地域公共交通総合連携計画
- 資料 2-2. 平成 21 年度決算報告について
- 資料 3-1. 五泉市コミュニティバス及び民営路線バスの廃止について
- 資料 3-2. 平成 19 ~ 21 年度 系統別バス利用者数・補助金の推移
- 資料 4-1. 平成 22 年事業認定について
- 資料 4-2. 基幹バス運行事業について
- 資料 4-3. デマンド乗合タクシー導入事業について
- 資料 4-4. 公共交通の利用促進事業について

資料 5. 平成 22 年度予算案について

資料 6. 今後のスケジュールについて

出席者(敬称略)

	所 属	役 職	氏 名	備 考
1	五泉市	市長	いとう かつみ 伊藤 勝美	会長
2	新潟交通観光バス株式会社	常務取締役	たまき こうすけ 田巻 耕介	
3	蒲原鉄道株式会社	代表取締役専務	いげの かずひろ 茂野 一弘	
4	東日本旅客鉄道株式会社 新潟支社総務部	企画室長	にしだ さとし 西田 聡	欠席
5	泉観光バス株式会社	代表取締役	せきづか まさゆき 関 塚 政行	
6	社団法人新潟県バス協会	事務局長	こばやし まさゆき 小林 正幸	
7	五泉市ハイク協議会	会長	たきざわ りゅう 瀧澤 龍	
8	新潟県新潟地域振興局 新津地域整備部	部長	ふじた たいし 藤田 太子	新任
9	五泉市都市整備課	課長	つかの ふみお 塚野 文雄	
10	新潟県五泉警察署	署長	さわだ さくみ 澤田 作美	新任 代理出席 交通指導係長 おのざと けんきち 小野里 健吉
11	五泉市老人クラブ連合会	副会長	わたなべ てるお 渡 邊 照男	
12	五泉市小中学校 PTA 連絡協議会	会長	たかの てるつぐ 高野 晃次	欠席
13	長岡技術科学大学	准教授	さの かずし 佐野 可寸志	副会長 欠席
14	国土交通省北陸信越運輸局 企画観光部交通企画課	課長	すずき のぶあき 鈴木 延明	代理出席 課長補佐 さとう けんいち 佐藤 健一
15	国土交通省北陸信越運輸局 新潟運輸支局	首席運輸企画専門官	さとう しゅういち 佐藤 収一	

	所 属	役 職	氏 名	備 考
16	新潟県新潟地域振興局 企画振興部	部長	ふじさわ いさむ 藤 沢 勇	
17	新潟市秋葉区地域課	課長	かわせ まさゆき 川 瀬 正之	新任
18	加茂市福祉事務所	所長	あおやぎ よしき 青 柳 芳樹	欠席
19	阿賀野市総務課	課長	かとう かずお 加 藤 一男	代理出席 庶務係長 すがはら ひろのり 菅 原 博徳
20	五泉商工会議所	専務理事	さとう まさお 佐 藤 正雄	監査員 欠席
21	村松商工会	事務局長	いしくろ てつじ 石 黒 哲嗣	監査員
22	五泉市商工観光課	課長	にしかわ かずあき 西 川 和明	新任
23	五泉市社会福祉協議会	会長	ひうら みつお 樋 浦 三男	
24	五泉市健康福祉課	課長	ばんば ゆきお 番 場 幸夫	新任 <u>協議会規約の</u> <u>一部改正により</u> <u>6/25 に追加。</u>
25	日本労働組合総連合会 新潟県連合会 下越地域協議会五泉支部	副支部長	さとう よしのり 佐 藤 良徳	新任
26	五泉市高齢福祉課	課長	さかい のりこ 酒 井 範子	
27	五泉市教育委員会 学校教育課	課長	いからし あきら 五 十 嵐 明	

事務局(五泉市企画政策課)

- 事務局長 長谷川 昭志
- 事務局次長 廣瀬 郁平
- 事務局員 中村 康輔
- 事務局員 松尾 聡
- 事務局員 高橋 誠

議事録

開会 14:00	
司会 (長谷川 事務局長)	<p>定刻になりましたので、第1回五泉市地域公共交通活性化協議会を開会いたします。</p> <p>次第に基づき進めさせていただきます。</p> <p>はじめに伊藤会長よりごあいさつをお願いします。</p>
伊藤 会長	<p>本日はご多用の中、ご出席をいただきまして、有り難うございます。</p> <p>また、日ごろ、市政運営にご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。</p> <p>さて今年度は、平成 21 年度に策定を行なった「五泉市地域公共交通総合連携計画」に基づき、本協議会が国の支援を受け、基幹バスとデマンド乗合タクシーの運行や利用促進の事業をスタートすることとなります。</p> <p>基幹バスとデマンド乗合タクシーにつきましては、今までとは全く違う公共交通システムとして始めるわけですが、市民から喜んでもらい、より多くの方から利用していただき、持続可能な公共交通としていかなければならないと考えております。</p> <p>本日は、それぞれの分野からお越しいただいている委員の皆様から、幅広い視点でご協議いただいた上で、今後の事業を進めて行きたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。</p>
司会 (長谷川 事務局長)	<p>次に、委員の変更がありましたのでご紹介いたします。名簿 8 番 藤田委員様、10 番 澤田委員 様、17 番 川瀬委員 様、22 番 西川委員 様、25 番 佐藤委員 様 以上 5 名の方が変更となりました。</p> <p>それでは、委員となりました皆様から自己紹介をお願いします。</p> <p>自己紹介</p> <p>ありがとうございました。これより議事を会長にお願いします。</p>
伊藤 会長	<p>それでは議事に入る前に、本協議会規約第 12 条第 2 項の規程により、「会議の成立は委員の過半数」となっておりますが、委員の出席数を事務局から報告してください。</p>
事務局(高橋)	<p>委員 26 名中、只今の出席は 21 名です。</p>
伊藤 会長	<p>今ほど事務局から 26 名中 21 名の出席との報告がありましたので、この会議は成立しております。</p> <p>それでは議事に入ります。はじめに「五泉市地域公共交通活性化協議会規約の一部改正について」事務局の説明を求めます。</p>
事務局(中村)	<p>説明に入る前に本日の資料の確認をさせていただきます。</p> <p>資料の確認</p> <p>それでは、「五泉市地域公共交通活性化協議会規約の一部改正について」説明申し上げます。資料 1 をご覧ください。規約を一部改正し、別表にある法第 6 条第 2 項第 3 号の委員に五泉市健康福祉課を追加することを諮るものです。当協議会は、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づいて組織さ</p>

	<p>れていますが、法第6条第2項第3号に公安委員会・利用者・学識経験者・その他市町村が必要と認める者を構成員として規定されております。健康福祉課を加える理由ですが、公共交通の利用者の中には障がい者の方も多いということ、また、昨年度、連携計画のパブリックコメントを行った際に障がい者の観点からの意見が非常に多くありました。以上のことから、障がい者福祉の観点も必要と考え、五泉市健康福祉課を委員に加えたいという提案であります。</p>
伊藤 会長	<p>ただいまの「五泉市地域公共交通活性化協議会規約の一部改正について」質疑はございませんか。</p> <p>質疑なし</p> <p>それでは、「五泉市地域公共交通活性化協議会規約の一部改正」については、案のとおり決定することでご異議ございませんでしょうか。</p> <p>異議なし</p> <p>ご異議がないようですので、案のとおり承認いただきました。ここで改めまして、番場委員から、自己紹介をお願いします。</p> <p>番場委員あいさつ</p> <p>それでは次に「平成 21 年度事業及び決算報告について」事務局の説明を求めます。</p>
事務局(中村)	<p>それでは、「平成 21 年度事業及び決算報告について」説明申し上げます。</p> <p>事業につきましては、「五泉市地域公共交通総合連携計画」を策定したということが主なものであります。これにつきましては、すでに 4 月に各委員へ送付済みですし、国土交通大臣及び総務大臣にも提出をしたところであります。協議会につきましては、8 月 21 日、1 月 19 日、3 月 16 日の 3 回開催いたしました。3 月 16 日の協議会でも説明させていただきましたが、計画の策定には、エヌシーイー(株)というコンサルタント事業者を活用したほか、先進地視察、バスの乗降調査、その他交通事業者との協議などを行いました。</p> <p>続きまして、資料 2 - 2 をご覧ください。決算は、3 月 16 日の段階では確定していませんでしたので、本日報告させていただきます。</p> <p>1、歳入ですが、1-1-1 負担金は、予算 100,000 円に対し決算 100,000 円でした。2-1-1 補助金は、予算 4,000,000 円に対し決算 3,685,662 円でした。3-1-1 繰越金は、予算 1,000 円に対し決算 37,183 円でした。4-1-1 雑入は、予算 1,000 円に対し決算 19 円でした。以上、合計で予算 4,102,000 円に対し決算 3,822,864 円でした。</p> <p>続いて 2、歳出ですが、1-1-1 会議費は、予算 197,000 円に対し決算 93,042 円でした。1-2-1 事務費は、予算 60,000 円に対し決算 0 円でした。2-1-1 事業費は、予算 3,830,000 円に対し決算 3,638,180 円で、内訳は、先進地視察にかかる経費やコンサル事業者への委託料などが主なものでした。3-1-1 予備費は、予算 15,000 円に対し決算 0 円でした。以上、合計で予算 4,102,000 円に対し決算 3,731,222 円でした。以上のことから、歳入額 3,822,864 円から歳出額 3,731,222</p>

	円を引いた 91,642 円を次年度へ繰り越すものです。
伊藤 会長	それでは、本協議会規約第 10 条第 2 項の規程により、会計監査報告を石黒監査員から報告願います。
石黒 委員	平成 22 年 5 月 6 日、平成 21 年度五泉市地域公共交通活性化協議会決算に対する監査を行ったところ、関係帳簿及び証拠書類とも適正であったことを報告します。
伊藤 会長	<p>ただいまの「平成 21 年度事業及び決算報告について」質疑はございませんか。</p> <p>質疑なし</p> <p>それでは、「平成 21 年度事業及び決算報告」について、承認いただける方は拍手をお願いします。</p> <p>拍手</p> <p>ありがとうございました。「平成 21 年度事業及び決算報告」は、案のとおり承認されました。</p> <p>それでは次に「路線バスの廃止について」事務局の説明を求めます。</p>
事務局(高橋)	<p>それでは、「路線バスの廃止について」説明申し上げます。</p> <p>資料 3-1 をご覧ください。昨年度に策定した五泉市地域公共交通総合連携計画に基づき、現在、市内を運行中の五泉市コミュニティバス及び民営路線バスの一部について、本年 9 月 30 日をもって廃止するというものであります。</p> <p>2、廃止しようとする路線は、(1)五泉市コミュニティバスが全路線廃止で 木越線、刈羽線、香ヶ見線の 3 路線で計 15 便。(2)新潟交通観光バスが 馬下線、橋田線の 2 路線で計 17 便。(3)蒲鉄小型バスが全路線廃止で 五泉線、川内線、高松入口循環線の 3 路線で計 44 便です。そのうち、木越線、刈羽線、高松入口循環線は、現在、一部地区の小学生が通学に利用している路線であります。</p> <p>続きまして、資料 3-2 をご覧ください。系統別バス利用者数の過去 3 年の推移を見てみますと、一部増加している系統があるものの、全体的には減少傾向が続いております。また、それに伴い、市が負担する補助金は増加傾向が続いております。</p> <p>続きまして、資料 3-1 に戻りまして 3、廃止理由は、平成 22 年 10 月 1 日より基幹バス及びデマンド乗合タクシーを導入し、五泉市全域の公共交通体系を再構築するため、役目が重複する既存の路線バスを廃止するということとなります。財政的にも、重複する同様のサービスへ 2 重投資することはできません。ただし、路線バスの廃止により、通学に影響が出る一部地区については、専用のスクールバスを運行することにより対応する予定であります。</p> <p>最後に 4、路線バス廃止手続きの流れについてです。通常は、路線廃止の 6 ヶ月前までにバス事業者が国土交通大臣へ届出をすることになっています。ただし、当法定協議会で協議が調った場合、期間が短縮され、路線廃止の 30 日</p>

	前までに届出をすれば廃止することができます。
伊藤 会長	<p>ただいまの「路線バスの廃止について」質疑はございませんか。</p> <p>質疑なし</p> <p>それでは、「路線バスの廃止」については、案のとおり決定することでご異議ございませんでしょうか。</p> <p>異議なし</p> <p>ご異議がないようですので、案のとおり承認いただけたものとします。</p> <p>それでは次に「平成 22 年度事業について」事務局の説明を求めます。</p>
事務局(中村)	<p>それでは、「平成 22 年度事業について」説明申し上げます。</p> <p>議題に挙がっている 3 つの事業は、昨年度に策定した連携計画に基づいたもので、今年度から実施というものであります。</p> <p>資料 4-1 をご覧ください。これは、地域公共交通活性化・再生総合事業計画について、北陸信越運輸局からの認定通知の写しであります。3 月 16 日の協議会で「五泉市地域公共交通活性化・再生総合事業計画」案について協議しましたが、それを提出したものの結果でございます。また、これに基づいて補助金の交付申請を提出しております。今日現在、決定通知はきておりませんが、今月中には届く予定ということ聞いております。</p> <p>それでは、資料 4-2「A. 基幹バス運行事業について」をご覧ください。</p> <p>1. 目的は、(1) 人口と拠点施設が集中している五泉・村松の 2 つの市街地間において、利便性・交流性の高い公共交通網を構築する。(2) 平成 24 年度までは実証運行の位置付けとし、定期的に改良を行い、平成 25 年度からの本格運行への移行を目指す。としています。</p> <p>2. 運行形態は、(1) 通常の路線バスと同様、「定時定路線型」による運行とする。(2) 道路運送法第 4 条による一般乗合運行とする。(3) 運行の全てを、五泉市乗合バス協議会(加盟事業者;新潟交通観光バス株、蒲原鉄道株、泉観光バス株)に委託する。としています。</p> <p>3. 運行ルート・バス停・バス待合所は、別紙 1 の路線図をご覧ください。</p> <p>(1) 路線名を「五泉・村松線」とし、五泉市街地と村松市街地にある駅、医療機関、商業施設、教育施設、行政機関等の拠点施設を結ぶこととする。</p> <p>(2) 運行ルートは「循環型」とし、“時計回り便”と“反時計回り便”を設定する。(3) バス停は、現在の五泉市コミュニティバス及び新潟交通観光バス株のバス停を活用することとする。(4) バス待合所は、五泉市所有の待合所のほか、五泉市乗合バス協議会の加盟事業者が所有するものを活用することとする。としています。なお、バスが初めて JR 北五泉駅に乗り入れることになり、JR 五泉駅へロータリー的に乗り入れるのも初めてということで、関係者と協議を進めている状況であります。</p> <p>4. 運行日・運行ダイヤは、(1) 運行開始は、平成 22 年 10 月 1 日とする。</p> <p>(2) 運行日は、年末年始(12 月 29 日～1 月 3 日)を除く毎日運行とする。</p>

(3) 運行ダイヤは、JR との乗り継ぎを最優先し、その他、市内高校への通学や市内企業への通勤に配慮する。(4) 土・日曜日、祝日は、運行便数の少ない休日ダイヤで運行する。としています。別紙 2 の運行ダイヤ案をご覧ください。現在、この案をベースに、五泉市乗合バス協議会と効率的・効果的なダイヤを協議中です。

5. 運賃・割引は、(1) 運賃は、乗車距離によらない“定額制”とする。(2) 乗り放題券は、乗車距離・乗降区間に限らず、期間内であれば何度でも利用できることとする。(3) 乗り放題券の販売は、新潟交通観光バス五泉営業所、蒲原鉄道村松駅、泉観光バス本社で行う。(4) 学生用乗り放題券は、販売時に学生証により確認する。(5) 割引制度は、障がい者及びその介添人を対象とし、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳により確認する。としています。なお、障がい者の割引制度については、既存の民間バスが実施しているサービスにあわせております。

6. 運行車両は、(1) 五泉市所有のバス 2 台(現在の五泉市コミュニティバス車両)を、五泉市乗合バス協議会に貸与し運行する。(2)(1)の車両に加え、五泉市乗合バス協議会の加盟事業者が所有する車両(小型バスもしくは中型バス)を運行する。としています。

7. その他として、運行開始後は、利用状況、運行の問題点、バスに対する意識を把握するために、利用者や沿線の住民、企業に定期的なアンケート調査やヒアリング調査を行い、調査結果を用いて運行の改善を図る。としています。

続きまして、資料 4-3「B. デマンド乗合タクシー導入事業について」をご覧ください。

1. 目的は、(1) 市内における公共交通空白地域を解消し、郊外と市街地の移動に利便性・交流性の高い公共交通網を構築する。(2) 平成 24 年度までは実証運行の位置付けとし、定期的に改良を行い、平成 25 年度からの本格運行への移行を目指す。としています。

2. 運行形態は、(1) 電話予約により、エリア内であれば戸口から戸口まで利用できる、「エリア型デマンド交通」による運行とする。(2) 道路運送法第 21 条による区域乗合運行とする。(3) 運行業務は、五泉市ハイタク協議会(加盟事業者;みどりハイヤー(株)、蒲鉄タクシー(株)、しあわせタクシー(有)、(有)フラワー観光)に委託する。としています。なお、道路運送法の許可は、当面は第 21 条とするものの第 4 条への移行も視野に入れております。

3. 運行管理は、(1) 予約受付・配車指示に使用する IT システムは、NTT デマンド交通システムとする。(2) 予約受付・配車指示は専用のオペレーターが行うこととし、予約受付センターは五泉市福祉会館 2 階に設置する。(3) 予約受付・配車指示などの運行管理業務は、五泉市社会福祉協議会に委託する。としています。なお、IT システムは、連携計画の策定時に NTT デマンド交通システムを

使用することを合意しております。

4. 予約・利用方法は、(1)原則、電話予約とし、運行日の1週間前から1時間前まで受け付ける。(2)予約受付センターは運行日に開業し、受付時間は午前7:45～午後5:00までとする。(3)原則、利用者は事前登録をしておくこととする。(4)原則、乗降場所は利用者が指定する場所とする。としています。別紙1の利用登録票をご覧ください。こちらで事前登録をしていただくことにより、電話がかかってきた段階で相手を特定することができ、スムーズな配車を行うことができます。利用登録をしていない者を排除するというのではなく、スムーズな予約のために必要ということです。

5. 運行エリアは、別紙2の運行エリア図をご覧ください。(1)市内全域を運行エリアとし、3つの基本エリアに分割する。(2)上記のうち、五泉地区の市街地及び旧大蔵小学校区については、共通エリアを設定する。(3)2つの共通エリアを除き、基本エリア間を跨ぐ運行はしないこととする。としています。

6. 運行日・運行時間は、別紙3の運行ダイヤをご覧ください。(1)運行開始は、平成22年10月1日とする。(2)運行日は、日曜日・祝日・お盆(8月14日～16日)・年末年始(12月29日～1月3日)を除く毎日運行とする。(3)運行時間は、午前7:00～午後7:00とする。(4)運行ダイヤは、市街地と郊外を概ね片道30分で運行し、郊外発を「行き便」、市街地発を「帰り便」とする。(5)予約がない場合、その便は運休する。としています。

7. 運賃・割引は、(1)運賃は、乗車距離によらず“定額”とする。ただし、デマンド乗合タクシーを乗り継いだ場合については、別途、運賃を必要とする。(2)回数券は、乗車距離によらず利用できることとする。(3)回数券の販売は、五泉市ハイタク協議会加盟の各タクシー事業所、デマンド乗合タクシーの車内、蒲原鉄道村松駅、五泉商工会議所、村松商工会、五泉市役所売店で行う。(4)割引制度は、障がい者及びその介添人を対象とし、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳により確認する。(5)現金及び回数券のほか、「福祉タクシー利用助成券」でも利用できることとする。としています。なお、回数券の販売ですが、将来的には商工会議所や商工会の加盟店にも拡大していきたいと考えております。また、障がい者の割引制度については、既存の民間タクシーが実施しているサービスにあわせております。

8. 運行車両は、(1)五泉市ハイタク協議会の加盟事業者が所有する7台(ジャンボタクシー5台+セダン型タクシー2台)を運行する。(2)加盟事業者が準備する車両配分は表のとおりとする。としています。

9. その他として、運行開始後は、利用状況、運行の問題点、デマンド乗合タクシーに対する意識を把握するために、利用者や住民、企業に定期的なアンケート調査やヒアリング調査を行い、調査結果を用いて運行の改善を図る。としています。

続きまして、資料4-4「C.公共交通の利用促進事業について」をご覧ください

	<p>い。</p> <p>1. 目的は、市民や沿線企業の意識向上を促すとともに、運営への地域住民の参画を図ることにより、持続可能な公共交通を目指す。としています。</p> <p>2. (仮称)利用促進会議は、(1)デマンド乗合タクシーの検討組織を設立し、本格運行に向けて「公共交通を地域で維持する考え方」を周知するとともに、利用促進につながる仕組みを検討する。(2)デマンド乗合タクシーの運行上の課題、問題点などを検討し、定期的に運行の改善を図る。(3)メンバーは、五泉市、各エリアの住民、利用者の代表、企業の代表、五泉市ハイタク協議会、五泉市社会福祉協議会等とする。としています。</p> <p>3. アンケート調査は、市民や沿線企業等を対象としたアンケート調査やヒアリング調査を実施し、ニーズにあった運行方法への改善を図る。としています。</p> <p>4. 公共交通利用促進パンフレットは、(1)新たに運行する基幹バス、デマンド乗合タクシーの利用方法などを分かりやすく示したマップ等を作成する。(2) JR、高速バス、民営路線バス、加茂市営市民バスなど、市内を運行する公共交通機関のダイヤ等も含め、公共交通に関する総合パンフレットを作成する。としています。</p> <p>5. 説明会は、(1)新たに運行する基幹バス、デマンド乗合タクシーの利用方法を周知するため、町内会の会合、老人クラブの会合、お茶の間サロンなど、複数の方が集まる場所に出向いて説明会を開催する。(2)デマンド乗合タクシーの利用を進めるため、利用者登録の手続きを行う。としています。なお、お茶の間サロンについては、今週、各代表者あてに受け入れの依頼文を送付したところ、すでに20ヶ所を超える申し込みがきております。</p> <p>6. 愛称の募集は、(1)新たに運行する基幹バス、デマンド乗合タクシーが、子どもからお年寄りまで幅広く長く愛されるように、市民から愛称を募集する。(2)応募方法は、愛称、愛称の簡単な説明、住所、氏名、性別、生年月日、電話番号を記入のうえ、官製ハガキ、FAX、E-mail、利用登録票による応募とする。(3)応募期限は、7月30日(金)必着とする。(4)採用作品は、基幹バス、デマンド乗合タクシーそれぞれ1点とし、運行車両に標記するほか広報媒体などで広く利用する。(5)採用作品の応募者には記念品を贈呈することとし、同じ愛称の応募が複数いた場合は抽選とする。(6)審査方法は、当協議会委員より審査員を選出、審査を行うこととし、審査員は、五泉市、五泉市乗合バス協議会、五泉市ハイタク協議会、五泉市社会福祉協議会、五泉商工会議所、村松商工会とする。(7)審査結果は、8月上旬に本人に通知するとともに市広報で発表する。としています。</p> <p>以上、平成22年度の事業について説明を終わります。</p>
伊藤 会長	ただいまの「平成22年度事業について」質疑はございませんか。
関塚 委員	基幹バスとデマンド乗合タクシーの運休日が違う設定になっているが、その理由を聞かせてください。

事務局(中村)	<p>基幹バスについては、現在運行しているバスに合わせて年末年始のみ運休してはどうかということで、昨年、連携計画の策定時に提案し協議したところです。</p> <p>デマンド乗合タクシーについては、アンケート調査や乗降調査をした結果、買い物や通院での利用が多いと想定されます。先進地の事例でも同様の傾向が見られることから、お盆・年末年始を除いた月～金曜日のみ運行するというケースが多くなっています。しかし、市内医療機関の多くは土曜日も開業しているため、五泉市デマンド乗合タクシーは土曜日も運行しようということで設定しております。</p>
関塚 委員	<p>基幹バスには乗り放題券が設定されているが、デマンド乗合タクシーにはそれが設定されていない。その理由を聞かせてください。</p>
事務局(中村)	<p>基幹バスについては、通勤・通学など毎日利用する方が多いと見込まれるため、定期券より便利な乗り放題券を設定しています。</p> <p>デマンド乗合タクシーについては、先ほど説明したとおり、買い物や通院での利用が多いと想定されます。買い物や通院では毎日利用するケースは少ないだろうと想定されますし、その方の利便性を考えた時に、乗り放題券までは必要ないのではないかということから設定しておりません。</p>
関塚 委員	<p>今後、アンケート調査等を実施していく中で、デマンド乗合タクシーにも乗り放題券を導入することを考えていますか。</p>
事務局(中村)	<p>今後、利用状況等を見て検討していきたいと考えております。</p>
小林 委員	<p>デマンド乗合タクシーの運行時間(午前7:00～午後7:00)と予約受付センターの開業時間(午前7:45～午後5:00)が違うため、朝晩の便は1時間前に予約ができないのではないか。</p>
事務局(中村)	<p>説明不足で申し訳ありませんでしたが、朝晩の便については、1時間前ではなく予約受付センターの開業時間(午前7:45～午後5:00)内にお願ひしたいということでありです。具体的には、最終便は当日の午後5:00までに、朝早い便は前日までに予約をお願いしたいということでありです。オペレーターの雇用の問題で、早朝や夜間の勤務は難しいということではあります。</p>
伊藤 会長	<p>他に質疑はございませんか。</p> <p>それでは次に「平成22年度予算案について」事務局の説明を求めます。</p>
事務局(中村)	<p>それでは、「平成22年度予算案について」説明申し上げます。資料5をご覧ください。</p> <p>1.歳入は、1-1-1負担金として五泉市より35,249,000円、2-1-1補助金として国より9,926,000円、3-1-1繰越金として91,000円、4-1-1雑入として基幹バス及びデマンド乗合タクシーの運賃収入を11,648,000円、合計で56,914,000円としています。なお、国からの補助金について、交付決定通知はまだ届いておりませんが、国から示された内示額を掲載しております。</p>

	<p>2. 歳出は、1-1-1 会議費として委員報酬などを 205,000 円、1-2-1 事務費として旅費や消耗品などを 130,000 円、2-1-1 事業費として基幹バスやデマンド乗合タクシーの委託料などを 56,569,000 円、3-1-1 予備費を 10,000 円、合計 56,914,000 円としています。</p>
伊藤 会長	<p>ただいまの「平成 22 年度予算案について」質疑はございませんか。</p> <p>質疑なし</p> <p>それでは、「平成 22 年度事業及び平成 22 年度予算」については、案のとおり決定することをご異議ございませんでしょうか。</p> <p>異議なし</p> <p>ご異議がないようですので、案のとおり承認いただけたものとします。それでは次に「今後のスケジュールについて」事務局の説明を求めます。</p>
事務局(中村)	<p>それでは、「今後のスケジュール等について」説明申し上げます。資料 6 をご覧ください。</p> <p>当協議会の開催予定ですが、基幹バス及びデマンド乗合タクシーの運行前の 9 月に、それらの最終確認ということで開催したいと考えています。</p> <p>次にデマンド乗合タクシーに関する予定ですが、道路運送法の許可、タクシー事業者の準備・研修、予約受付センターの設置、オペレーターの雇用・研修、回数券の準備などを整理しています。</p> <p>次に基幹バスに関する予定ですが、道路運送法の許可、既存バス路線の廃止手続き、基幹バスの運行準備、バス停の占用関係、路面表示の関係、乗り放題券の準備などを整理しています。</p> <p>次に利用促進に関する業務ですが、広報ごせん 7 月 10 日号に利用者登録案内・地区説明会案内・愛称募集について掲載、9 月 10 日号に市内公共交通を網羅した冊子の全戸配布をする予定です。また、運行開始式も計画しております。</p>
伊藤 会長	<p>ただいまの「今後のスケジュール等について」質疑はございませんか。</p> <p>質疑なし</p> <p>質疑は、ないようではありますが、その他として事務局の方で何かありますか。</p>
事務局(中村)	<p>本事業は、国の地域公共交通活性化・再生総合事業にのって実施するわけですが、国土交通省内の行政事業レビューや交通基本法の話題が新聞等に掲載されておりますので、現状や今後の展望などを北陸信越運輸局より説明をお願いしたいと思います。</p>
佐藤 健一 (鈴木委員代理)	<p>北陸信越運輸局では、報道等で流れているものと同じ程度の情報しかないので、ご説明いたします。</p> <p>まず、昨年度の事業仕分けで、地域公共交通活性化・再生総合事業も対象となり、「長期的には財源を移して各自治体の判断に任せるべき」とされました。その中で、五泉市も平成 20 年度に活用した「公共交通活性化総合プログラム事業」については廃止となりました。</p>

	<p>次に、今年 6 月 4 日に実施された行政事業レビュー「公開プロセス」の中では、地域公共交通活性化・再生総合事業はいったん廃止という結果がでました。ただし、「政策目的はご理解いただいたので、政策目的を達成するため、交通基本法の検討の中で、より効果的な支援策に見直し」ということでまとめられておりますので、そう悲観するものではないと考えております。</p> <p>また、平成 22 年度に実施する基幹バス・デマンド乗合タクシーなどに対する補助金につきましては、若干手続きが遅れておりますが、予定どおり予算執行されることとなっておりますので心配は無用です。</p> <p>今後、具体的にどのように見直しが進んでいくのかという心配があると思いますが、地域公共交通活性化・再生総合事業の趣旨は理解されているということですし、お知らせしておりますように、交通基本法の基本的なあり方(案)が示され、これに対して 6 月 23 日～7 月 22 日までパブリックコメントを実施し、それらの意見を踏まえて来年度、通常国会に交通基本法案が提出される予定ですので、皆さまからも本事業の必要性について訴えていただければと考えております。</p> <p>来年度からどうなるのかということですが、交通基本法に移行していく中で補助金等に関して具体的に示されてくると思いますが、公共交通活性化再生総合事業を活用している自治体が多くありますので、何らかの経過措置が必要であると考えております。しかし、どのようになるのかまだ見えませんので、皆様にお知らせできる状況ではありません。情報が入り次第、皆様にお知らせいたします。</p> <p>最後に、計画事業は、国の予算の範囲内で総事業費の 2 分の 1 を補助すると交付要綱に規定されております。今回、予算の関係とはいえ、2 分の 1 には程遠い数字になってしまったことをお詫びいたします。</p> <p>運輸局としては、地域の公共交通を活性化させるために色々な形で支援していきたいと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。</p>
伊藤 会長	<p>10 月 1 日から実証運行に入ろうという矢先で大変な話を伺ったわけですが、国土交通省も地方の公共交通の有り様をパブリックコメントで募集することですので、皆さんからも地方の声をドシドシ応募していただきたいと思っております。</p> <p>ただ今の話も含めまして、他にご意見等はございますか。</p>
事務局(中村)	<p>当協議会の規約の中で、会議はホームページ等で公表するとなっております。以前から掲載しておりますが、今年度も掲載させていただきます。</p> <p>また、先ほど平成 22 年度の事業について説明させていただきましたが、あくまでも概略でございます。詳細が決まっていない部分もありますので、それらに関しては事務局にお任せいただくようお願いいたします。</p>
伊藤 会長	<p>委員の皆さんからは、何かありますでしょうか。</p> <p><input type="checkbox"/> 質疑なし</p>

	<p>ないようでありますので、本日の議事は終了いたします。</p> <p>次回は、9月に最終確認ということで予定されておりますが、本日の決定に基づき、今後事業を進めていきますので、皆様のご協力をお願いします。</p> <p>以上をもちまして第1回五泉市地域公共交通活性化協議会を終了いたします。ご協力、ありがとうございました。</p>
開会	